

Q 通勤途中で病院により帰るとき、病院の玄関の階段を踏み外し、負傷しました。通勤災害による補償が受けられますか。

A

通勤災害の認定に当たっては逸脱、中断があればその間とその後の行為は通勤としては認められませんが、例外として、通勤途中で日常生活上必要な行為であって厚労省令で定めるものを最小限度の範囲で行う場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、合理的な経路に復した後は通勤として認められることになっています。

すなわち、経路を外れて逸脱、中断中を行っている間は逸脱、中断中ということになります。

病院で診察を受ける行為は、日常生活上必要な行為とは認められますが、逸脱、中断中であり、合理的な経路に復するまでは通勤とは認められませんので、本件は通勤災害とは認められないことになります。